

(U I J ターン型) 職員採用試験 Q & A

Q1 受験するために必要な学歴や免許はありますか。

A1 学歴や免許についての要件は特にありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも試験を受けることができます。

Q2 居住地が和歌山県外でなければ受験できないのですか。

A2 受験できません。

移住促進・U I J ターンを目的とした試験区分のため、平成30年6月30日時点において、和歌山県外に在住されている方を対象としています。

Q3 和歌山県内に本社がある会社の大阪支社に5年間勤務していましたが、職務経験になるでしょうか。

A3 職務経験に含むことはできません。

また、和歌山県内に本社又は本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等に現在勤務されている方、又は平成30年4月1日以降勤務したことがある方は受験できません。

Q4 平成30年3月まで和歌山県外に本社がある会社に5年勤務していましたが、平成30年4月1日から和歌山県内に本社がある会社に正社員として勤めています。会社を辞めて、受験しようと思っていますが、受験資格はありますか。

A4 受験できません(A3をご覧ください。)

Q5 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A5 休業等(傷病休暇、育児休業等)で実際に業務に従事しない期間が連続して3か月以上ある場合は、その期間を職務経験から除きます(産前産後休暇の期間は通算できます。)

また、常勤であっても6か月に満たない期間については職務経験に含むことはできません。

Q6 職務経験は採用後の初任給に考慮してもらえますか。

A6 民間企業等の職歴に応じて初任給を加算する制度があります。

また、初任給の決定にあたっては、県外だけでなく県内企業等における職歴も考慮されます。

Q7 土木職の職務経験には、具体的にはどのような経験が該当しますか。

A7 土木職の職務経験には、次のものが該当します。

土木	該当する職務経験の例
土木関係の設計・ 施工監理等	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計、監理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務